
AMT/NEWSLETTER

Energy

2025 年 5 月

再エネ特措法上の住民説明会の解説 2025 年改正を踏まえて

弁護士 小林 英治 / 弁護士 藤木 崇

Contents

- I. はじめに
- II. 住民説明会の概要
- III. 2025 年制度改正
- IV. むすび

I. はじめに

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」又は「法」といいます。)において 2024 年 4 月に住民説明会・事前周知措置制度(以下「本制度」といいます。)が導入され、約 1 年が経過しました。以降、本制度は各再エネ特措法上の FIT/FIP 認定を受けたプロジェクトに関する取引・運営に各種の実務上の影響を与えてきました。

そのような中、実務上の要請等を踏まえ 2025 年 4 月から本制度について法施行規則(以下「施行規則」といいます。)並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(以下「GL」といいます。)の改正がなされました。当事務所は過去 2 回にわたり本制度についてニュースレターを発行してきましたが¹、本稿では本制度における住民説明会(以下「住民説明会」といいます。)の概要を簡単に振り返るとともに、2025 年の改正の内容や改正を踏まえた実務上の対応への留意点を取り扱います²。

II. 住民説明会の概要

¹ [【資源・エネルギー】改正再エネ特措法の施行に向け「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を踏まえた実務上の対応\(2024 年 2 月\)](#)及び[【資源・エネルギー】改正再エネ特措法下における住民説明会の手続\(2024 年 3 月\)](#)

² 今回の改正について施行規則及び GL についてそれぞれパブリックコメントの回答も公表されており、以下「[施行規則パブコメ回答](#)」、「[GL パブコメ回答](#)」といいます(詳細は各リンク先を参照ください)。

1. 住民説明会の開催が必要となるケース

再エネ特措法上の住民説明会は、①高圧以上又は②一定の許認可等の対象エリア内³において実施する再エネ発電事業について、再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定及び所定の事由の変更に伴う変更認定を受けるに当たり開催が必要となります。

特に変更認定申請の場合⁴、典型的なセカンダリー取引で用いられる(1)事業譲渡、合併、会社分割により認定事業者が変更となる場合及び(2)以下に定める密接関係者を変更する場合について、住民説明会の開催が必要とされています。

密接関係者の具体的内容
① 認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合)
② 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)
③ 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
④ 上記①～③の者の親会社 ⁵

また、上記の各事由のほか、地番を変更する場合(増加ではなく削除も含まれます)、認定出力や太陽光パネルの合計出力を増加させる場合についてもそれぞれ住民説明会の開催が必要とされています。

2. 住民説明会の開催手続

1. に記載する場合に該当して住民説明会を実施する場合、実務上は以下の各ステップを経て住民説明会の準備及び開催、並びに認定申請の実施を行うことになります。

住民説明会開催に向けた大まかなステップ
① 説明事項の確定・配布資料の作成
② 対象となる「周辺地域住民」のスキープの検討(市町村への相談を含む。)
③ 開催場所の確定及び開催案内の内容確定・送付
④ 住民説明会の実施・開催後の質問対応
⑤ 提出書類の用意・認定申請

各手続の詳細については過去のニュースレターを参照いただければと思いますが、実務上、所定の項目に従った配布資料の作成や自治体との実務相談による「周辺地域の住民」の確定、適切な開催場所の確保及び開催案内の手続には相応の時間や手間を有することとなります。

また、実際の住民説明会の開催や運営に当たっても、出席者の身分証明書の確認や事業者自身の説明、資料に沿った説明の実施及び参加者への誠実な対応等が求められており、録音録画が要求され事後的な検証が容易であることも考慮すれば、実務上の留意点は多岐にわたります。

上記の各手続に問題がある場合には再度の開催が求められる可能性があり、また、今回ご紹介する 2025 年制度改正以前は、新規認定申請・変更認定申請を実施する 3 か月前に住民説明会を開催することが基本的に求められてきました⁶。

2024 年度は本制度導入の初年度であり、認定申請を実施した際の具体的な当局の対応実績の蓄積に乏しかったこと

³ 具体的には III.2.(2)に記載の「長期安定適格太陽光発電事業者であることを用いた説明不要とする取扱いができない場合(典型例)」②に記載するエリアです。

⁴ 以下、施行規則第 8 条の 2 各号及び密接関係者の具体的内容について GL 第 5 章第 1 節参照。

⁵ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条第 3 項に規定する親会社をいいます。

⁶ 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号ホ

も相まって、住民説明会が求められるプロジェクトに関する取引については、各関係当事者間で、住民説明会や変更認定申請のスケジュールリングや当該取引における各契約上の位置づけ・整理等について実務上議論されることが多かったと言えます。

III. 2025 年制度改正

1. 概要

2024 年における本制度の導入以降、多数の住民説明会が実施されてきましたが、説明会のフォローアップを目的とし資源エネルギー庁は自治体・事業者団体にヒアリングを実施しました⁷。当該ヒアリングの中で制度の改善に繋がり得る意見も寄せられることとなり、今回当該意見を踏まえ、住民説明会について 2025 年 4 月から①住民説明会の開催を省略できる事由及び②参加者不在時の認定申請までの期間短縮の 2 つの改正が行われることとなりました。以下各改正の内容をご説明します。

2. 住民説明会の省略可能事由

(1) 住民説明会に出席する「周辺地域の住民」が存在しない場合

再エネ特措法上、住民説明会の開催が求められる場合には「周辺地域の住民」として以下の者に対して住民説明会を実施することとされています。

「周辺地域の住民」の定義	
①	事業場所の敷地境界から一定距離の居住者（低圧 100m、特別高圧・高圧 300m ⁸ ）
②	再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地・建物の所有者
③	地域の実情を把握する市町村への事前相談の結果、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべきとされた者

従前は、仮に①③に該当する者が存在しない場合でも、②に該当する者が存在しないことを客観的に確認するために、認定事業者には住民説明会を開催しなければならない（開催準備を行い、終了時間まで待機する）こととされていました。

しかし、今回の改正により、住民説明会開催に向けた準備の過程において、住民説明会に出席する「周辺地域の住民」がいなかったことが客観的に確認された場合には、住民説明会の開催を省略することができることになりました。

具体的には、①③に該当する者が存在せず、資源エネルギー庁のHPにおける開催案内⁹が適切に行われたにもかかわらず、②記載の再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地・建物の所有者から開催予定前々日までに出席を希望する旨の連絡がなかった場合は、住民説明会の開催を不要として新規認定・変更認定を実施することが可能となりました¹⁰。当該制度における時系列に沿った判断フローは別紙1のとおりです。

当該改正により、実際の具体的な開催手続の過程で住民説明会の開催を不要と整理可能な事案が生じるため、各種取引に関連する契約書等で住民説明会が開催不要となった場合の取扱いについて規定を設ける等の文言の調整の必要が生じることが考えられます。また、より実務・商務的な観点においては、実際に当該取引において省略可能となるかは

⁷ 2025 年 2 月 3 日再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第 72 回)資料 1「再エネ特措法に関する諸論点について」8 頁目及び 9 頁目参照。

⁸ 施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号イ～ハ。環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業(第一種事業に限る。)の場合は 1km。

⁹ <https://www.fit-portal.go.jp/PublicBriefingInfo>

¹⁰ GL 第 3 章第 1 節

実際の開催手続の中で判断されることにはなりますが、検討中の取引実行における住民説明会の実開催要否の見込みに関する一指標として、今後のセカンダリー取引におけるデューディリジェンスの過程において従前の新規認定・変更認定時において住民説明会が省略された実績のトラックレコード等も着目しておくべき点となるように思われます。

(2) 長期安定適格太陽光発電事業者により変更認定申請を行う場合

また、今回の改正において、施行規則中「長期安定適格太陽光発電事業者」という概念が設けられ、自ら又はその密接関係者が長期安定適格太陽光発電事業者である者が変更認定申請を行う場合、変更する事項が太陽光発電事業について住民説明会を開催する事由の対象であっても、原則として住民説明会の開催は不要とされることとなりました¹¹。

長期安定適格太陽光発電事業者となるための実体的な要件は別紙2記載の通りであり、各実体的要件を満たす者が申請を行うことで、経済産業大臣から長期安定適格太陽光発電事業者としての認定を受けることができます。別紙2記載の実体的要件の中でいえば、①発行する株式が金融商品取引所に上場している者又は地方公共団体から出資を受けている者であること、②申請者及び申請者の密接関係者が運転開始済の太陽光発電事業者として 50,000kW 以上の実績を有すること、といったことが要請されている点が特に注意が必要といえるように思われます。

また、以下の各場合については、いずれの場合も長期安定適格太陽光発電事業者であることを用いて住民説明会開催を不要とする取扱いが適用がなく、住民説明会開催が必要となる点については留意が必要です。

長期安定適格太陽光発電事業者であることを用いた説明不要とする取扱いができない場合(典型例)¹²

- ① 対象となる再生エネ発電事業が太陽光発電事業以外の場合
- ② 当該事業の再生可能エネルギー発電設備の設置場所が、(i)認定申請要件許認可¹³の対象エリア、(ii)土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)若しくは土石流危険渓流、又は(iii)自然環境・景観の保護を目的として条例により指定された地域のいずれかに属する場合
- ③ 長期安定適格太陽光発電事業者からそれ以外の者へと、認定事業者又は認定事業者の密接変更者を変更する場合¹⁴

3. 参加者不在時における住民説明会開催時から認定申請までの期間短縮

従前、周辺地域の住民の意見・質問を踏まえて、事業者が対応を検討するために十分な期間(意見等熟慮期間)を確保するため、原則として認定申請日の3か月前までの開催を必要とされてきました。

しかし、事業者側からの要望を踏まえ、今回の改正においては、住民説明会に参加した周辺地域の住民がいなかった場合については住民説明会から3か月を待たずに直ちに認定申請を行うことが可能となりました¹⁵。

当該改正により、実際の住民説明会の出席状況によって住民説明会の開催から認定申請までの3か月間の期間を不

¹¹ 施行規則第4条の2の3第1項第1号口柱書

¹² 施行規則第4条の2の3第1項第1号口柱書及びGL第2章第1節第2項

¹³ 再生エネ特措法第7条の認定申請に当たり原則として事前に取得が求められる許認可のことを指し、具体的には①森林法第10条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可)、②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可、③宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可、④砂防法第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分、⑤地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可、並びに⑥急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を指します。

¹⁴ 一方で、少なくとも事業譲渡により認定事業者が非長期安定適格太陽光発電事業者から長期安定適格太陽光発電事業者に変更される場合は本2(2)の制度を用いて説明会を不要とすることが可能です(施行規則パブコメ回答 No.7)。

¹⁵ 施行規則第4条の2の3第2項第8号、GL第3章第2節

要とできる状況が生じることとなります。したがって、2(1)で述べた場合と同様、かかる観点からも各種取引に関連する契約書等で熟慮期間が不要となった場合の取扱いについて規定を設ける等の文言の調整の必要が生じることが考えられ、また、セカンダリー取引におけるデューディリジェンスの過程において、従前の新規認定・変更認定時における住民説明会における熟慮期間の有無に関するトラックレコードも確認しておくべき点となるように思われます。

また、一度住民説明会を開催したものの住民説明会の要件を充足しておらず、審査当局から改めて住民説明会の実施を求められて住民説明会を実施する場合については、改めて実施する住民説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合だけでなく、出席した周辺地域の住民から意見・質問がなかった場合も同様に 3 か月を待たずに直ちに認定申請を行うことができる旨がパブコメ上明記されました¹⁶。この点も再度の住民説明会を行うに当たっては実務上留意しておくべき点のように思われます。

IV. むすび

昨年の住民説明会制度導入以降、住民説明会開催から 3 か月が経過し、事業計画の認定申請・処理段階に至った案件も近時その数が増加してきました。その中で、特に当局の審査の過程において資料の補正や住民説明会のやり直しが要請される案件も生じており、関連する事業者・金融機関等から問い合わせ・相談を受けるケースも増加傾向にあります¹⁷。

再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定・変更認定手続の完了は案件の開発・運営面や想定する取引の完了上重要な位置づけを占めることになり、特に住民説明会のやり直しについては相応のコスト・期間を要するため、関連する取引において関連当事者が当初想定していない状況が生じる恐れがあり、今後当局への説明等も意識したより一層慎重かつ丁寧な準備・対応が必要となるものと思われます。

そのような意味でも、今回の改正を含めた住民説明会に関する制度の改正・整備の動向については、引き続き今後も注意が必要といえます。

以上

¹⁶ 施行規則パブコメ回答 No.2 及び 3。GL パブコメ回答 No.12 及び 17。但し、当初の説明会が潜脱的である場合など、悪質な事案であると審査当局が判断した場合は、改めて 3 か月間の意見等熟慮期間を求める場合があることとされています。

¹⁷ 現に注 6 記載の資源エネルギー庁作成の資料によれば、説明会等の要件等を充足していないものも多くあり、当該事業に当たっては「FIT/FIP 認定に当たって、厳格に、要件等を充足する説明会等の実施を改めて求める等の対応を行っている」旨の記載があり、具体的には事業者自身による説明会の不参加、関係法令遵守に関する説明漏れ、事業実施場所と説明会会場の距離が離れているといった事案が挙げられています。また、今回の改正に伴い、GL 上、「再エネ特措法に基づく説明会等の要件を満たさない場合は、事業計画の認定要件として求められる説明会等を実施したものと認められず、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うこととするため、留意されたい。」とする記載が追加された点も注目すべき点といえます(GL 第 1 章第 1 項)。



①関係法令の遵守	
申請者及び申請者を密接関係者とする者が、再エネ発電事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守していること。	
②太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力、経験及び管理に係る体制	
能力・経験	申請者及び申請者を密接関係者とする者が、次の太陽光発電事業(自家消費を行っているものを含むが ¹⁹ 、運転開始済みのものに限る。)について、合計して 50,000kW 以上の実績を有すること。 (ア)認定を受けていない事業 (イ)新規認定の日が平成 29 年度以降に属する事業
管理に係る体制	申請者が次のいずれかに該当し、かつ、太陽光発電事業における地域との共生及び保安の確保に関する取組方針について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載していること。また、毎年度、長期安定適格太陽光発電事業者としての活動状況等について、経済産業大臣に報告すること。 (ア)その株式を金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所において上場している株式会社 (イ)地方公共団体の出資を受けている者
③太陽光発電事業を特に長期的・安定的に実施することに関する目標の設定	
1. 申請者の中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行っていること²⁰。 2. 当該コミットメントにおいて、集約する太陽光発電事業の容量及び事業継続する期間に係る定量的な目標を定めていること。 3. 毎年度、当該目標とその進捗状況に対する評価を行い、評価結果について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載すること。	
④欠格事由の不存在	
1. 法第 13 条の規定による改善命令を受けた者であって、当該命令に係る違反の改善に必要な措置をとっていないもの 2. 法第 15 条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 3. 法第 15 条の6第1項の規定による積立命令(交付金の一時停止措置)を現に受けている者	

¹⁸ 施行規則第4条の2の4第1項・第2項及び GL 第6章

¹⁹ GL パブコメ回答 No.22

²⁰ 1 及び 2.については少なくとも低圧電源についてのコミットメントを行うことが必須とされています(GL 第6章)。各コミットメントや目標の未達については、それにより長期安定適格太陽光発電事業者が認定基準に適合しなくなったと認められる場合には長期安定適格太陽光発電事業者の認定取消事由となります(GL パブコメ回答 No.22)。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 小林 英治 (ejji.kobayashi_grp@amt-law.com)
弁護士 藤本 崇
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。